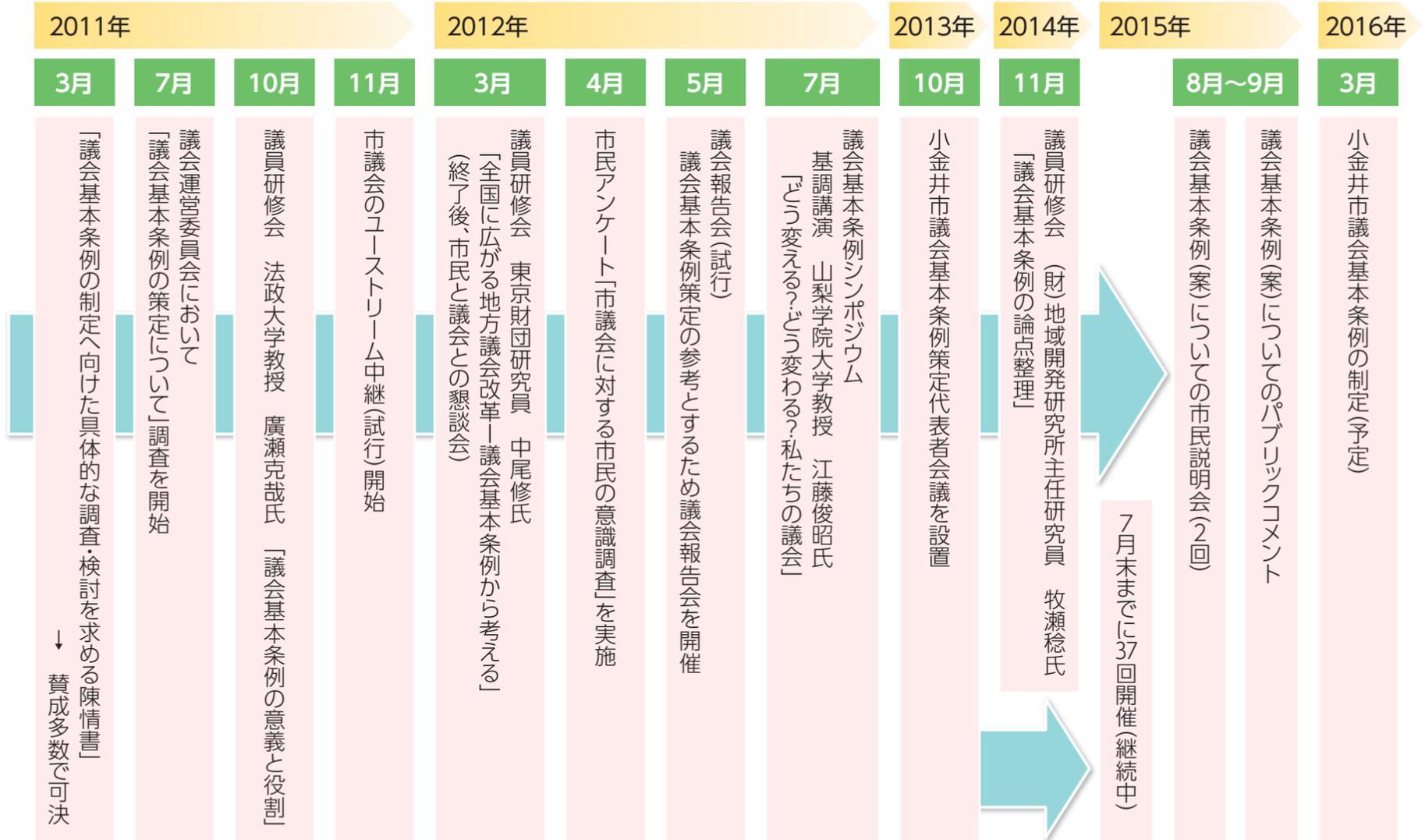


議会基本条例制定に向けたこれまでの歩み

市民の声を聴取

議会基本条例の本旨をいかし、市民福祉の増進と市政の発展に寄与

※講師の肩書きは講演当時のもの



パブリックコメントを実施します 皆様のご意見をお寄せください

小金井市議会では、この条例(案)に対し、市民の皆様のご意見を募集します。

期間：8月29日(土)～9月28日(月)

対象：市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体

配布：議会事務局(市役所本庁舎4階)、広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階)、情報公開コーナー(同6階)、公民館各館、図書館本館などの市内主要施設のほか市ホームページでも公開します。

提出方法：8月29日～9月28日に、直接、郵送、ファクスまたは市ホームページ専用フォームで議会事務局へ。

小金井市議会基本条例(案)市民説明会を開催します

8月29日(土)からのパブリックコメント実施にあたって、市民説明会を開催します。
皆様のご参加をお待ちしています。

<第1回>

日時：8月29日(土) 午前10時～正午
会場：萌え木ホール(商工会館3階)

<第2回>

日時：9月6日(日) 午後4時～6時
会場：萌え木ホール(商工会館3階) ※手話通訳・保育あり

費用：無料

定員：80人 ※直接会場へ(当日先着順)

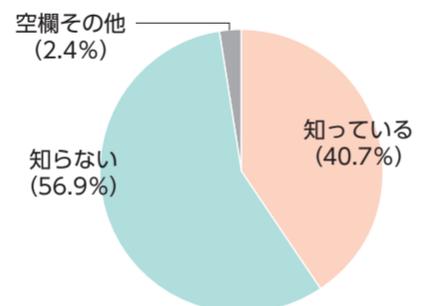
その他：▷両日とも同様の内容です。▷9月6日は、手話通訳・保育あり(保育は、8月28日までに要事前申込)

問合せ 議会事務局庶務調査係 (〒184-8504住所不要) ☎042-387-9947 FAX 042-387-1225

市議会に対する市民の意識調査について

市議会に対する市民の意識調査を、2012年4月下旬から5月上旬にかけて行いました。その結果から、以下に示すように、市議会議員の活動自体が市民にあまり知られていないなど、いくつかの課題が浮き彫りになっています。

【設問】市議会議員がどのような活動をしているか知っていますか？



※市民アンケートの結果の詳細は、小金井市ホームページ議会事務局のページに掲載しています。